

而用焉恨、時龍劔田寺而住、儻得病、經一月許、臨命終時、誠弟子曰、我死莫燒、九日十日置而待、学生問我、答之心曰、有緣東西、而留供養、慎勿知他、弟子受教、閉師室尸、不令知他、而竊涕泣、昼夜護闕、唯待期日、学生問求、如遺言答、留供養也、時閻羅王使一人、來召於光師、向西而往、見之前路、有金樓閣、問是何宮、答曰、於葦原國一名聞智者、何故不知、當知行基菩薩將來生之宮、其門左右、立二神人、身著鉢錦、額著紺襪、使長跪白之曰召也、問曰、是有於葦原國水穂國、所謂智光法師矣、智光答白唯然、即指北方曰、從此道將往、副使步前、覓火非晃、甚熱之氣、當身炙面、雖極熱惱、而心欲近就、問何是熱、答、為煎汝地獄熱氣、往前、極熱鐵柱立之、使曰抱柱、光就抱柱、肉骨銷爛、唯骨環存、歷三日、使以弊簾、撫於其柱、而言活々、如故身生、又指北將往、倍勝於先、熱銅柱立、極熱之柱、而所引惡、猶就欲抱、使言抱之、即就抱之、身皆爛燬、逕三日、如先撫柱、而言活々、如故更生、又指北而往、甚熱火氣、如雲而覆、徒空飛鳥、當於熱氣、而落煎之、問是何處、答、為師煎熬、阿鼻地獄、即至執師、授人燒煎、唯聞打鍾音時、冷乃憩、逕三日、叩地獄刃、而言活々、如本復生、更將還來、至金宮門、如先白言、將還來之、在于宮門、二人告言、召師因緣、有葦原國、詐謗行基菩薩、為滅其罪、故請召耳、彼菩薩化葦原國已、將生此宮、今垂來時、故待候也、慎黃泉蠶火物真食、今者忽還、與使俱向東還來、則見之頃、唯逕九日、蘇喚弟子、弟子聞音、集会哭喜、智光大歎、向弟子具述閻羅狀、

七十(來)一一

8 副(來)一制
9 實火不見大

11 使(來)一ナシ

12 覆(來)一霞而

13 阿(來)一何
14 投(來)一燒

15 宮(來)一字

16 泉(來)一ナシ

17 唯一准

大懼念言、向於大德、舉訥心、時行基菩薩、有難波今渡、椅彌江造船津、光身漸息、往菩薩所、菩薩見之、即以神通、知光所念、含笑愛言、何罕面奉、智光發露懺悔曰、智光於菩薩所、致訥心、而作是言、光者古大德僧、加以智光生智者、行基沙弥者、淺識之人、不受具戒、何故天皇、唯眷行基、捨智光也、由口業罪、閻羅王召我、合抱於銹銅柱、經三日、償詐謗罪、恐至余罪於後生世、是以慚愧發露、當願免罪、行基大德、和顏默然、亦更白、見大德生處、以黃金造宮、行基聞之言、歎矣貴哉、誠知、口傷身之災門、舌剪善之鋸鉄、所以不思議光菩薩經云、饒財菩薩說賢天菩薩過故、九十一劫、常墮姪女腹中生、已棄之、為孤狼所食、其斯謂之矣、從此已來、智光法師、信行基菩薩、明知聖人、然菩薩感機緣、以天平廿一年己丑春二月二日丁酉時、法儀捨生馬山、慈神遷彼金宮也、智光大德、弘法伝教、化迷懶正、以白壁天皇世、智囊蛇日本地、奇神遷不知塚矣、

18 哀(來)一嘆
19 罪(來)一罪
20 智(來)一ナシ
21 大德(來)一德大
22 生智者(來)一智者一生
23 令(來)一今
24 經(來)一徑25 却
26 素業
27 緑尽(來)一尽綠
28 己乙一ナシ
29 世(來)一卅

1 頸(來)一ナシ

2 壓(來)一堅

贋解蛇命放生得現報縁第八

置染臣飼女者、奈良京富尼寺上座尼法遍之女也、道心純潔、初姪不犯、常勸採菜、一日不顧、奉供侍於行基大德、入山採菜、見之大蛇、飲乎大瓶、詫大蛇曰、是噲免我、不免猶飲、亦詫之曰、我作汝妻、故幸免吾、大蛇聞之、高擡頭頸、而瞻女面、吐蛇而放、女期蛇曰、自今日經七日而來、然到期日、閉屋塞穴、堅身居內、誠如期來、

以尾拍壁、女恐明日白於大德、大德住在生馬山寺、而告之言、汝不得免、唯堅受戒、乃令受持三歸五戒、然還來道、不知老人、以大蟹而逢、問之詎老、乞蟹免苦、老答、我攝津國鬼原郡人、尙問遇邇麻呂、年七十八、而無子息、活命無便、往於難波、偶得此蟹、但有期人、故汝不免、女脫衣臍、猶不可免、復脫裳臍、老乃免之、然蟹持更返、勸請大德、呪願而放、大德歎言、貴哉善哉、彼八日之夜、又其蛇來、堂於屋頂、拔草而入、女悚慄焉、唯床前有跳燐之音、明日見之、有一大蟹、而彼大蛇、絶然段切、乃知、臍放鱗報恩矣、并受戒之力也、欲知虛實、問于耆老、姓名遂無、定委、耆是聖化也、斯奇異之事也、

已作寺用其寺物作牛役緣第九

大伴赤麻呂者、武藏國多磨郡大領也、以天平勝宝元年己丑冬十二月十九日死、以二年庚寅夏五月七日、生黑斑瘧、自負碑文矣、探之班文、謂、赤麻呂者、擅於己所造寺、而隨恣心、借用寺物、未報納之、而死亡焉、為償此物故、受牛身者也、於茲諸眷屬及同僚、發慚愧心、而慄無極、謂、作罪可恐、豈心無報矣、此事可錄、季葉楷模、故以同年六月一日、伝乎諸人矣、冀無慚愧者、覽乎斯錄、改心行善、寧創苦所追、雖飲飼湯、而不食寺物、古人謠曰、現在甘露、未來鉄丸者、其斯謂之矣、誠知、非無因果、不怖慎歟、所以大集經云、盜僧物者、罪過五逆云々、

- | | | |
|----|------|---|
| 3 | 堅(來) | 堅 |
| 4 | 命(來) | 全 |
| 5 | 詎(來) | 誰 |
| 6 | 邇(來) | 召 |
| 7 | 便(來) | 使 |
| 8 | 復(來) | 後 |
| 9 | 晚(來) | 現 |
| 10 | 爆(來) | 爛 |
| 11 | 老(來) | 宛 |
| 12 | 宛 | |

常鳥卵煮食以現得惡死報緣第十

和泉国和泉郡下痛脚村、有一中男、姓名未詳也、天年邪見、不信因果、常求鳥卵、煮食為業、天平勝宝六年甲午春三月、不知兵士、來告中男言、國司召也、見兵士腰、負四尺札、即副共往、纏至郡內於山直里、押入麥畠、々一町余、麥生二尺許、眼見燭火、踐足無間、走廻畠內、而叫哭曰、熱哉々々、時有當村人、入山拾薪、見於走軒哭叫之人、自山下來、執之而引、拒不所引、猶強追捉、乃從簾之外、牽之而出、躰地而臥、默然不言、良久蘇起、然病叫言、痛足矣云々、山人問言、何故然也、答曰、有一兵士、召我將來、押入燭火、燒足如煮、見四方者、皆衛火山、無間所出、故叫走廻、山人聞之、裹袴見脣、々肉爛銷、其骨裸在、唯逕之一日而死也、誠知、地獄現在、必信因果、不可如鳥、鳥慈己足、而食他兒、無慈悲者、雖人如鳥矣、涅槃經云、雖復人獸尊卑差別、宝命重死、一俱無異云々、善惡因果經云、今身燒煮鵝子、死墮灰河地獄者、其斯謂之矣、

- | | | |
|---|--------|---------|
| 1 | 天(來國) | 其 |
| 2 | 札(來) | 於 |
| 3 | 牽(來國) | 事 |
| 4 | 塞(來國) | 塞 |
| 5 | 唯(國) | 准 |
| 6 | 復 | 得 |
| 7 | 獸(來國) | 數 |
| 8 | 其斯謂(國) | 其斯謂・來斯謂 |

愚僧与邪姪得惡病而死緣第十一

聖武天皇御世、紀伊國伊刀郡桑原之狹屋寺、尼等發願、於彼寺備法事、請奈良右京萊師寺僧題惠禪師、字曰依禪禪師、俗姓依禪、故以為字、奉仕十一面觀音悔過、時彼里有一

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 刀(來) | 力 |
| 2 | 禪(來) | 堪 |

蟬と蝦との命を賄ひ生を放ちて現報を得る縁 第八

置染臣飼女は、奈良京の富尼寺の上座の尼法圓の女なり。道の心純熟りて、初姪を犯さず。常に勸に菜を探り、一日闇けず奉供りて行基大徳に侍る。山に入り菜を探り、大蛇の大蝦を飲むを見る。大蛇に説へて曰はく「是の蝦を我れに免せ」といふ。免さずしてなほ飲む。また説へて曰はく「我汝が妻を作らむ。故に幸はくは吾れに免せ」といふ。大蛇聞き、高く頭顎を擲げて女の面を曇り、蝦を吐きて放つ。女蛇に期りて曰はく「今日より七日を経て来れ」といふ。然うして期れる日に到りて、屋を開ひ六を塞ぎて身を堅め内に居る。誠に期れる如く來りて尾を以ちて壁を拍つ。女恐り、明日に大徳に白す。大徳戒を受けよとのたまふ。すなはち二帰五戒を受持をしめたまふ。然うして還来る道に、知らぬ老人大蟹を以ちて逢ふ。問ひてはく「詎の老子。乞はくは蟹を吾れに免せ」といふ。老答へてはく「我れは攝津国鬼原郡の人、尽間選選麻呂なり。年七十八にして子息無し。命を活くるに便無し。難波に往きて

第八縁 善業についての現報説話。三宝経法十三に引用。本説話以外に所伝をみない。行基の登場する説話で、女人が重要な役割をはたしているものは、本説話以外に中巻二縁、十二縁、二十九縁、三十縁、二隆福尼院。行基の四十九院のひとつとして、大和国添下郡登美郷奈良市(天平二年)に建立。三三綱(上座、寺主、都那那)のひとつ。寺を統括する職。詳。本説話以外に所伝をみない。飼女は、在俗の時に生れた娘であろう。行基の蔬食に供されるのであろう。×男子の在家信者が畜生品と交わることは邪淫とされた(優婆塞戒經・衆不邪淫戒を犯すかのごとき約束である)。このようない約束によって蝦を戴い蟹は報恩して女を救う、ういうのが昔話の理。「戒」を犯すような約束をして蝦を戴つても問題は何も解決しない、蟹が報恩しないことに注目すべきであろう。モ生馬院・生馬仙房とも。行基の四十九院のひとつとして慶雲四年(710)までに建立。奈良県生駒市竹林寺の地に所在したか。ヘ上文の不邪淫戒を犯すかのごとき約束をした罪が許されるための方法。改めて放生と報恩の説話を語りおこされなければならない。×仏、法、僧、不倫盜賊、不邪淫戒、不妄語戒、不飲酒戒(酒)を受ける誓約の儀式をおこなって受ける。この兵庫県首屋市・神戸市あたり。養原郡宇治には行基の四十九院の船院(天平二年)に建立されている。二底本「足間選麻呂召」。足間選麻呂召とは、「召」を音仮名と解して「つくも」訓む。意は未詳。あるいは「つくも斐」(伊

偶に此の蟹を得たり。ただし期れる人有り。故に汝に免さず」といふ。女衣を脱ぎて臍ふ。なほ免可さず。また裳を脱ぎて臍ふ。老すなはち免す。然うして蟹を持ちて更返り、大徳を勧請へて呪願せしめて放つ。大徳歎めて言はく「貴きかな。善きかな」とのたまふ。彼の八日の夜にまた其の蛇来る。屋の頂に登りて草を抜きて入る。女懼る。ただ床の前に跳ち爆く音有り。明日に見れば、一の大蟹有りて彼の大蛇を条然に段切る。すなはち知る、臍ひ放てる蟬の恩を報ゆることを。井に戒を受けたる力なることを。虚実を知らむと欲ひて耆老を問へば、姓名遂に無し。定めて委る、耆は是れ聖の化なることを。斯れ奇異しき事なり。

己れ寺を作り其の寺の物を用て牛と作り役はるる縁

第九

大伴赤麻呂は、武藏国多磨郡の大領なり。天平勝宝元年己丑の冬十一月の十九日に死ぬ。一年庚寅の夏五月の七日に黒斑なる幟生る。自づから碑文を負ふ。斑の文を探るに、謂はく「赤麻呂は、己れが造る所の寺を

勢物語(六十二にみえる)の略で老人をあらわす。『選麻呂(召を訂)』は、『選麻』の熟語を念頭に置いて題を構つて「みにまう」とする。老蟹を想起させる名、と解する。三三蟹を与えることを約束した人がいる。三三施主(本説話のばあいは飼女)に仏の利益が到来するように祈願すること。僧勸請・呪願・放生、と述べられる例は、中巻十二縁、十六縁。以「僧令呪願」天、例云とびはねる。来院院本訓アツチハタラク(ハタマスクか)。三三受戒の功德であるとともに、不殺生戒を守り放生したために利益を得た説話であることが示される。×その姓名の人は存在しなかつた。

第九縁 今昔物語集・二十一・二十一に書承。二二未詳。本説話以外に所伝をみない。中巻三十四にみえる大伴の一族か。云々東京都。云々七年生までの期間は、中國説話においては、当広記・四三四・河内崔守、半年広記・一二四・董安(子)、一年法苑珠林・貴貞篇・感應縁・路伯達、など多様である。三三寺物や寺の錢を借用して返さざずに死に、体に斑文を有する牛に転生した例は、広記・一二四所引異義・竹水通、同・一二三所引敵張錄・僧嘗蓄、同・四三四所引宣室志・河内崔守、など。寺に關係しない負債の例は、法苑珠林・貴貞篇・感應縁・路伯達、程華、弘記・四三四所引原化記・鄭文、同・一二三四所引報應錄・董安(子)、同・一二三四所引玉堂問話・劉編、同・一二三四所引續神鑑・施沐、など。いすれも斑文には前生の名があらわれている。本説話のような長文の例はみえない。

擅にして、恣なる心に隨ひて寺の物を借用て報い納めずして死亡ぬ。此の物を償はむが為の故に牛の身を受くるなり」といふ。茲に諸の眷属と同僚と、慚愧づる心を發して、慄るること極り無くして、謂はく「罪を作ること恐るべし。あに報無かるべけむや。此の事季の葉の楷模に録すべし」といふ。故に同じき年の六月の一日に諸人に伝ふ。冀はくは、慚愧無き者斯の録を見て心を改め善を行ひ、むしろ創の苦に迫られ銅の湯を飲むとも、寺の物を食まざれ。古人の諺曰はく「現在の甘露は、未来の鉄丸なり」といふは、其れ斯れを謂ふなり。誠に知る、因果無きにあらず、怖り慎まざらむや、と。所以に大集經に云はく「僧の物を盜むときは、罪五逆に過ぐ」とのたまふ。

常に鳥の卵を煮て食ひて現に悪しき死の報を得る縁

第十

和泉国和泉郡下蒲脚村に、一の中男有り。姓名詳ならず。天年邪見にして因果を信はず。常に鳥の卵を求め、煮て食ふことを業とす。天平勝宝六年甲午の春三月に、知らぬ兵士來りて中男に告げて言はく「國司召すなり」といふ。兵士の腰を見れば四尺の札を負ふ。すなはち副ひて共に住き、纏郡の内に山直里に至れば、麦畠に押入らる。畠一町余に麦二尺ばかり生ふ。眼には燐火を見、足を踰むこと間無く、畠の内を走廻りて叫び哭きて曰はく「熱きかな。熱きかな」といふ。時に当村の人有り。山に入りて薪を拾ふ。走り転りて哭き叫ぶ人を見て山より下り来り、執りて引く。拒みて引かれず、なほ強ひて追ひ捉へ、すなはち籬の外より牽きて出す。地に隣れて臥し、嘿然して曰はず。良久にありて蘇り起き、然うして病み叫びて言はく「痛、足」といふ。山人問ひて言はく「何故そ然うする」といふ。答へて曰はく「一の兵士有り。我れを召して將て來りて燐火に押入る。足を燐くこと驚るが如し。四方を見れば、みな火の山に衛まれ、出づる所の間無し。故に叫び走り廻る」といふ。山人聞きて榜を裏て胸を見れば、胸の肉爛銷り、其の骨環在る。ただ一日を遡て死ぬ。誠に知る、地獄は現に在り因果を信ふべし、鳥の如くあるべからず、鳥は己が児を慈ひて他児を見食ふ、慈悲無き者は人なりといふとも鳥の如し、と。涅槃經に云はく「また人と獸との尊と卑との差別ありといふとも、命を宝ひ死を重ることは一具に異なること無し」とのたまふ。善惡因果經に云はく「今の身に鶴の子を燐煮ば、死にて灰河地獄に堕ちむ」とのたまふは、其れ斯

の一のつじるべき型。標榜。通説では「かたき」は型木の意。「き」が木の意であるかいなか、再考の余地がある。ニ本説話には日時が詳細に記述されている。すでに文書となつていたものに詳細な日時が記載されていたものであろう。原文「故以同年六月一日、伝乎諸人矣。上巻三十十縁の「頭鏡流布也」と同様、文書にされていろめられたのである。日本靈異錄には頭鏡靈驗之縁」と記される。寺には、仏や寺の効驗、功德の出来事を記録し告知する紙か札板がはられたり懸けられていたか(辻草子)。三本説話、上巻にみえる六月一日の文書ではない。四上巻二十縁は「經」の文として同文を引用。本説話と上巻三十十縁とに因果心報の実例を記した文書が登場する、という共通の性格より推測すれば、この文は、それらの文書に記される定型句であつたろう。上巻三十十縁。五諸縁要集・思慎部・横過縁所引の大集經・清龍品のごとき本文とは異なるこの取意。本説話の引用文と同文のものが、梵經古述記・下本に「大集」として引用。

第十縁 惡業についての現報説話 今昔物語集・二十ノ三十に書承。大阪府泉州大津市。戸令によれば十七歳以上二十歳以下の男。へ七五四年。木簡(東野治)。四尺の長さは異様だが、後代の絵画や陶刻において眞實が長尺の木簡を持つ姿に表現されている。眞跡からの使者が文書を所持していた例に、金剛般若經卷第・延寿篇・金剛般若經靈驗記・慕容文質文牒・広記・一二四所引報応錄・王簡易符牒、同・三八一所引広異記・表輪(櫻・薛濤帖)がある。この郡内に

到着して山直里に到着するとすぐに、麦畠に押し入れられた。「纏」は、「」すると同時に、の意。原文「纏至」、瓶内に「山直里」。まず大地域について記述し、その一部分である小地域について細述する。後代の和文に「」に「」として「」を重ねた表填がみえるが、その淵源に位置する表現と考えて、ここでは「」に「」と訓讀する。二・二岸和田市。二原文「眼見燐火」は、効果的な説話展開という観点からいえば、この箇所には不要。三卵を食した者が冥界で焼き苦しまられる例に、罪業心報教化地獄經・法苑珠林・十惡篇・殺生部・應心縁所引冥羅拾遺錄・首土望・広記・一三三所引玉泉子・孫季良、があり、冥界ではなくこの世で焼き苦しまられる例に、本来は冥界での刑罰として伝承されたものであろう。本説話には冥界とのむすびつきが明示されないが、下文には「地獄現在、應信・因果」とみえる。四ああ、足。本説話は村名の起源説話の性格をも有したか。二・三中男の眼に映じた事実が述べられる。二・三鳥卵が受けたのと同じ苦を、中男は受ける。ここでは「」と「」が区別されている。「」は名義抄では、ニル、イル、ヤク、などの訓があり、調理用語といふべきであろう。「」は調理用語とはいえない。二・三卵を食した者が焼き苦しまれる、という用語は「地獄」で受ける罰である、冥界で受ける罰である、といいう前提での記述。上文の「天年邪見、不
信・因果」と合せて考えるならば、本来ならば死後に地獄で受苦するはずが当人が因果を信じなかつたために受苦の時期を早めて現在世で受苦した、という説話として本説話が解されていたと考えられる。冥界での受苦ではなくこの世での受苦として述べられている眞記・下・廣州小兒